

# 上烏羽南部地区土地区画整理事業地区内にお住まいの方や事業所の皆様へ

令和3年11月  
京都市建設局都市整備部市街地整備課

## 上烏羽南部地区土地区画整理事業の換地処分に伴い

### 令和4年8月(予定)に住所が変わります (第3回お知らせ)

日頃は、京都市政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、皆様のお住まいや事業所のある地域(別紙「上烏羽南部地区 町名町界変更図」を御参照ください)で、整備を進めてきた上烏羽南部地区土地区画整理事業は、皆様の御理解と御協力により、事業完了を迎えることとなりました。

現在、最終手続である土地の権利関係を確定させる換地処分を行うため、準備を進めているところです。この換地処分の時期に合わせ、**令和4年8月**に町名、町界、地番の変更を予定しています。

#### ○町名町界変更について

「町名町界変更」については、令和3年1月に「町名町界変更(案)」をチラシでお知らせさせていただきましたが、令和3年7月に京都市町名、町界変更審議会の答申を得て、この度、別紙「上烏羽南部地区 町名町界変更図」のとおり9月市会で議決されました。町名が変更されない地域につきましても、全ての土地の地番が変更対象となりますので、施行地区内にお住まいの方や事業所の皆様の住所(所在地)の表示が変更されます。

#### ○住所変更の手続きについて

住民登録や印鑑登録の住所、不動産登記(土地と建物)の表題部などは、関係機関において変更されますので、皆様による届出は不要です。

なお、マイナンバーカードや運転免許証、車検証の住所、不動産登記の甲区、乙区の所有者の住所、法人登記関係等の手続は皆様にお問い合わせすることになりますが、その際に必要な変更証明書は、無料で発行致します。

#### ○法人登記をされていない会社の方へ

土地区画整理事業地区内に会社や事業所をお持ちでも、施行地区内の住所で法人登記をされていない場合は、今後、住所変更手続に関する当課からの書類が**郵送**されないことがあります。法人登記をされていない会社の方で書類の郵送をご希望される方は、**あらかじめ**市街地整備課(問合せ先(Tel213-3537))まで御連絡ください。

#### ○重要 居住者等調査の実施について

住所(所在地)変更にあたり、施行地区内にお住まいの方や事業所の皆様の住所・所在地を確認するために、調査会社が施行地区内の表札・看板確認に加えて、郵便ポストへの投函等による調査を令和4年8月まで行いますので、御協力をお願いします。調査員は身分証明書を携帯しております。

調査対象：施行地区内にお住まいの全ての世帯、事業所等のある全ての法人等が対象となります。

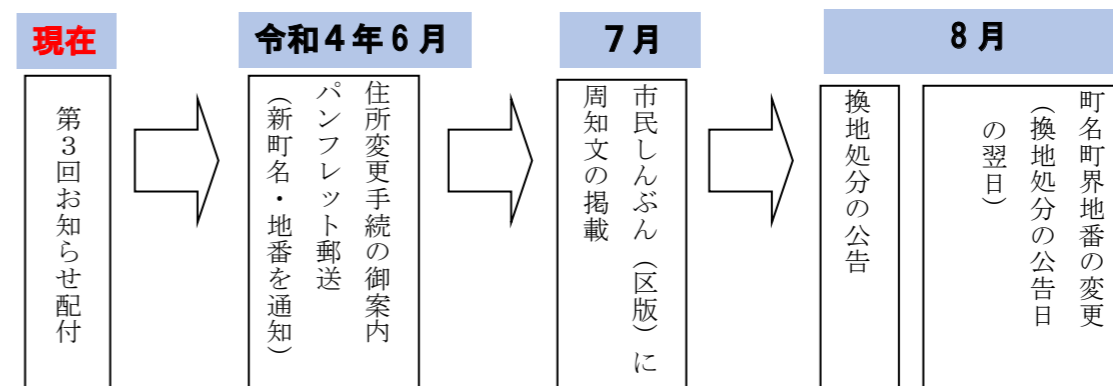
調査内容：表札や看板等で住所、所在が特定できない方に、郵送又は郵便ポストへの投函等により、氏名(法人名)、住民票等に登録している住所(所在地)、連絡先をお尋ねします。

調査会社：株式会社 オオバ 京都営業所 (Tel351-6155)

#### ○今後の予定について

変更時期や必要な手続等詳しい内容については、決まり次第、パンフレットでお知らせ致します。

施行地区内に住民票のある方、法人登記のある事業所には令和4年6月中に変更後の町名地番の通知(町名地番変更通知書)と住所変更手続の御案内パンフレットをお送りする予定です。施行地区内に住民票がある方で6月末日までに通知等がお手元に届かない場合は、お手数ですが市街地整備課まで御連絡ください。



お問い合わせ先(開庁時間：月曜日から金曜日の午前8時45分から午後5時30分まで)

京都市建設局 都市整備部 市街地整備課

【住所】京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435 京都御池第一生命ビル3階

【電話】 213-3537

【FAX】 213-3586

【電子メール】 [sgaichiseibi@city.kyoto.lg.jp](mailto:sgaichiseibi@city.kyoto.lg.jp)



【ホームページ URL】 <https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000290354.html>

# 住所変更手続きの御案内（主なもの）

住民の皆様に関するお手続き
手続きが不要なもの（主なもの） （※京都市が職権でお手続きします。）
① 住民票
② 印鑑登録の住所
③ 戸籍の本籍地
④ 市・府民税（個人），固定資産税（土地・家屋，償却資産），軽自動車税の住所
⑤ 国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証
⑥ 国民年金加入者の住所
⑦ 厚生年金，国民年金の受給者の住所
⑧ 介護保険被保険者証
⑨ 不動産登記（土地・建物）の表題部（所在・地目・地積・家屋番号）
⑩ 郵便局への住所変更（郵便番号含む）
⑪ 水道使用者の住所
住民の皆様でお手続きいただくもの（主なもの）
① 自動車免許証の住所 警察署又は運転免許試験場，京都駅前運転免許更新センターで変更手続を行う。 （手数料は無料）
② 住民基本台帳カード（写真入り），マイナンバーカード（個人番号カード）の住所
③ 自動車検査証の所有者・使用者の住所 京都運輸支局，軽自動車検査協会で行う。
④ 不動産登記事項証明書の所有者欄の住所 管轄の登記所（法務局）で住所変更の登記申請を行う必要がある。 登録免許税は非課税になる。
⑤ IP（光）電話等，携帯電話会社，金融機関及びクレジット会社等への住所変更
⑥ 勤務先の住所変更

※電気，ガス，電話等については，現在調整中です。

法人の皆様に関するお手続き
手続きが不要なもの（主なもの） （※京都市が職権でお手続きします。）
① 法人市民税，固定資産税（土地・家屋，償却資産），軽自動車税の課税対象の住所
② 不動産登記（土地・建物）の表題部（所在・地目・地積・家屋番号）
③ 郵便局への住所変更（郵便番号含む）
④ 水道使用者の住所
法人の皆様でお手続きいただくもの（主なもの）
① 自動車検査証の所有者・使用者の住所 京都運輸支局，軽自動車検査協会で行う。
② 不動産登記事項証明書の所有者欄の住所 管轄の登記所（法務局）で住所変更の登記申請を行う必要がある。登録免許税は非課税になる。
③ 法人登記の本店・支店の所在地，役員の住所 管轄の登記所（法務局）で住所変更の登記申請を行う必要がある。登録免許税は非課税になる。
④ IP（光）電話等，携帯電話会社，金融機関及びクレジット会社等への住所変更
⑤ 各種許可等の住所変更

住所変更等の手続きに使用していただく「町名地番変更証明書」は無料で発行します。この証明書は令和4年8月に郵送します。



建設局  
イメージキャラクター  
「けんくん」

住所変更に伴う費用（ゴム印，印刷物等）については御自身で御負担いただくこととなりますので御理解いただきますようお願い申し上げます。



建設局  
イメージキャラクター  
「せっちちゃん」